

戸田市認可外保育施設指導監督要綱

平成29年3月31日

市長決裁

戸田市認可外保育施設指導監督要綱（平成17年3月28日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）の規定に基づき戸田市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条から第59条の2の5までの規定に基づく認可外保育施設に対する指導監督の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「認可外保育施設」とは、市内に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2で定めるものを除く。）であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

（指導監督の対象）

第3条 認可外保育施設に対する指導監督は、施設整備又は施設運営に要する経費について、公的支出が行われている施設も含め、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこ成保第206号こども家庭庁成育局長通知（以下「通知」という。））に基づき行う。

（指導監督の実施機関）

第4条 認可外保育施設に対する指導監督は、こども健やか部保育幼稚園課において実施する。

（認可外保育施設の設置届出等）

第5条 市長は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場

合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容を説明し、通知に規定する認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）の遵守を求めるものとする。

2 法第59条の2第1項の規定による届出は、認可外保育施設設置届（第1号様式。法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする事業所（以下「居宅訪問型保育事業所」という。）にあっては、第1号様式の2）により行うものとする。

3 法第59条の2第2項の規定による届出事項の変更又は事業の廃止若しくは休止の届出は、それぞれ認可外保育施設事業内容等変更届出書（第2号様式）及び認可外保育施設（廃止・休止）届出書（第3号様式）により行うものとする。

（報告徴収）

第6条 市長は、認可外保育施設に対する報告徴収を通知の第2の2に基づき行うものとし、原則として年1回以上、回答期限を付して、当該施設の運営状況その他の必要と認める事項の報告を求めるものとする。

2 市長は、認可外保育施設において事故等が生じたときは、事故報告書（第4号様式）により報告を求めるものとする。

3 市長は、認可外保育施設において24時間かつ週のうちおおむね5日以上入所している児童がいるときは、長期滞在児報告書（第5号様式）により報告を求めるものとする。

（立入調査）

第7条 市長は、認可外保育施設に対する立入調査を通知の第2の3に基づき行うものとし、立入調査を行うときは、あらかじめ認可外保育施設調書（第6号様式）の提出を求め、これに基づき行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、あらかじめ認可外保育施設調書の提出を求めないで行うことができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則第49条に規定する証票を携帯しなければならない。

（指導監督結果の措置）

第8条 市長は、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認めるときは、認可外保育施設に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により改善指導を行うものとする。

- (1) 指導 認可外保育施設からの報告徴収又は立入調査によって指導すべき事項等が明らかになったときは、通知の第3の2に基づき、原則として認可外保育施設の立入調査（報告徴収）結果について（第7号様式）により通知し、認可外保育施設の立入調査（報告徴収）改善報告書（第8号様式）により改善報告を求めるものとする。
 - (2) 証明書の交付 前条第1項に規定する立入調査又は前号の改善報告により指導監督基準を満たしていると認められるときは、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（令和6年3月29日付けこ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）に基づき、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（第9号様式）を交付するものとする。
 - (3) 勧告 第1号の指導に応じないとき又は適切な児童の処遇を確保するため特に必要と認められるときは、通知の第3の3(2)に基づき、改善勧告書（第10号様式）により通知するものとする。この場合において、適切な児童の処遇を確保するため、改善指導を経ずに改善勧告を行う場合の取扱基準については、市長が別に定めるものとする。
 - (4) 改善状況 前号に規定する改善勧告を行ったときは、通知の第3の3(2)に基づき、勧告後の改善措置状況調書（第11号様式）により認可外保育施設からの報告徴収又は認可外保育施設への立入調査を実施し、改善措置の状況を確認するものとする。
 - (5) 公表 第3号に規定する改善勧告に応じないときは、通知の第3の3(3)に基づき、利用者に対し周知するとともに、必要に応じ、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、公表を行うことができる。ただし、公表に当たっては、弁明の機会を付与するため、事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る弁明の機会の付与について（第12号様式）により通知を行うものとする。
- 2 前項第5号の規定により公表を行う場合の取扱基準については、市長が別に定める。

（事業停止命令又は施設閉鎖命令）

第9条 事業の停止又は施設の閉鎖命令については、通知の第4に基づき、事業停止命令又は施設閉鎖命令書（第13号様式）により行うものとする。この場合において、事業の停止又は施設の閉鎖命令を行う場合の取扱基準については、市長が別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既にこの要綱による改正前の戸田市認可外保育施設指導監督要綱の規定による届出その他の行為は、この要綱による改正後の戸田市認可外保育施設指導監督要綱の規定による届出その他の行為とみなす。

附 則(令和3年3月15日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月13日)

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年3月13日から施行し、改正後の戸田市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市認可外保育施設指導監督要綱第1号様式から第6号様式まで及び第8号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。